

唐津市告示第226号

唐津市太陽光発電施設の設置に関する指導要綱を次のように定める。

令和4年6月22日

唐津市長 峰 達 郎

唐津市太陽光発電施設の設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太陽光発電施設の設置事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、設置区域及びその周辺地域における災害を防止するとともに、良好な生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備をいう。ただし、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 設置事業 太陽光発電施設の設置工事及び発電事業をいう。
- (3) 事業区域 設置事業を実施するための区域をいう。
- (4) 事業者 設置事業を実施する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上であるものについて適用する。ただし、1,000平方メートル未満の事業区域であっても、同一の事業者又は同一の事業者とみなされる者が連続施行の結果、1,000平方メートル以上の事業区域とみなされる場合は、この要綱を適用するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、設置事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するほか、事業区域及びその周辺地域の生活環境及び自然環境に十分に配慮し、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）の防止並びに地域住民等との良好な関係の保持

に努めるものとする。設置事業の廃止に伴い太陽光発電施設を撤去し、又は廃棄するときも、同様とする。

- 2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地域住民等と紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

(設置事業の届出等)

第5条 事業者は、設置事業に着手する30日前までに太陽光発電施設設置事業届出書(第1号様式)に関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 事業者は、太陽光発電施設の設置工事が完了したときは、速やかに太陽光発電施設設置工事完了届出書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

- 3 事業者は、届出の内容を変更し、又は廃止する場合は、太陽光発電施設設置事業計画変更・廃止届出書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(関係者との協議)

第6条 事業者は、設置事業に関係がある公共施設管理者、地域の代表者、生産組合、水利組合等と十分協議し、調整を行うものとする。

(指導)

第7条 市長は、事故等の防止のため必要があると認めるときは、事業者に対し必要な措置を講じるよう指導することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。